

第12回独立行政法人評価委員会農業分科会 議事要旨
農業分科会事務局

1. 日時：平成15年11月13日（木） 13：30～16：30
2. 場所：三田共用会議所第4特別会議室
3. 出席者：小林信一委員、徳江陞委員、夏目智子委員、間和彦委員、松本聰委員、安部新一臨時委員、清野英二臨時委員、忠聡臨時委員、石田裕美専門委員、泉本小夜子専門委員、菊池一郎専門委員、高橋英三専門委員、田嶋一専門委員、長尾美奈子専門委員、深見元弘専門委員、福田晋専門委員、佛田利弘専門委員、松井徹専門委員、守田純治専門委員
4. 議事
 - (1) 農畜産業振興機構等の評価基準の検討状況について
 - (2) 平成14事業年度 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見及び意見に対する対処方針について
 - (3) 独立行政法人の役員に対する報酬等の支給の基準について
 - ・ 人事院勧告に伴う役員に対する報酬等の支給の基準変更について
 - ・ 10月発足の4法人の役員に対する報酬等の支給の基準について
 - (4) 農業者年金基金の業務方法書の変更について
 - (5) 家畜改良センターの中期目標等の変更について
 - (6) 農薬検査所の業務方法書の変更について
 - (7) 「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の施行に伴う関係法人の中期目標等の検討状況について
 - (8) その他
 - 農林漁業信用基金の短期借入金の借換について
 - 種苗管理センターの重要な財産の処分について
 - 今後の予定等
5. 議事概要
 - (1) 農畜産業振興機構等の評価基準の検討状況について
各法人のプロジェクトチーム(PT)委員から資料にそって説明を行った。
委員からの意見は以下のとおり。
 - ・ 2回実施予定の研修の実施回数によって達成度50%以上でb、90%以上でa

と評価するのは、評価指標としてふさわしいのか。

- ・評価指標(案)の達成度合に用いている数字の根拠がわかりにくい。
- ・評価指標(案)が「達成された」という定性的な表現でいいのか。

これに対して各PT委員等から以下のとおり説明を行った。

[農畜産業振興機構PT]

- ・人材育成の方法として研修は重要であると考えている。H15事業年度については、期間が半年であることから、研修の回数が2回となっているが、次年度以降は検討していきたい。

[農林漁業信用基金PT]

- ・達成度合の数字は、年度計画に位置付けた件数等に対して、50%以上、90%以上、または、70%以上、100%以上としているものである。
- ・評価指標(案)の表現については、検討する。

(2) 平成14事業年度 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会からの意見及び意見に対する対処方針について
分科会長から資料にそって説明を行い、対処方針についてはPTで検討することとした。

(3) 独立行政法人の役員に対する報酬等の支給の基準について
事務局から資料にそって説明を行った。
委員からの意見は以下のとおり。

- ・何故法人ごとに役員に対する報酬等の支給の基準や表現が異なるのか。
- ・報酬等に関して法的根拠(国家公務員法、人事院勧告)があるのであれば、評価委員会に通知し、委員会の意見を求める必要はないのではないか。
- ・法人ごとの業績を役員の報酬に反映させるなどの措置は独立行政法人の裁量で行えるのか。

これに対して事務局から以下のとおり説明を行った。

- ・独立行政法人となる前身の法人のものを踏襲していることから、報酬の支給基準や表現が異なっている。
- ・今回の基準の変更は、各法人ともに人事院勧告に準じて一律の変更を行っているが、今後は個別に変更が必要となる場合もある。
- ・報酬等の支給の基準の策定は、原則として法人の裁量であり、業績等を反映することも可能である。

(4) 農業者年金基金の業務方法書の変更について

法人から資料にそって説明を行った。

委員からの意見は以下のとおり。

- ・独立行政法人となる以前である平成 1 5 事業年度上半期の報告の取り扱いについて、独立行政法人である年金基金が報告することに法的な問題はな
いか。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

- ・法的に問題ない。

(5) 家畜改良センターの中期目標等の変更について

主管課及び法人から資料にそって説明を行った。

委員からの意見は以下のとおり。

- ・ 個体識別を行うのであれば、改良事業につながる登録事業などとも結びつ
いた事業となるようにすべき。
- ・ 個体識別記録の保存期間はどの時点から何年間か。
- ・ 不当表示に対する検証は誰が、どのように行うのか。
- ・ 耳標が外れる、または付け替えられることによって、個体識別できなくな
ることはないのか。

これに対して主管課及び法人から以下のとおり説明を行った。

- ・ 異なる業務（登録業務など）との連携を図ることも検討している。
- ・ 個体識別記録の保存期間は政令により、屠畜から 3 年間となっている。
- ・ 屠畜段階で採取しておいた肉のサンプルと、小売段階での肉のサンプル採
取等を行い、DNA 鑑定による検証を行うことが可能。
- ・ DNA 鑑定の実施主体については検討中である。
- ・ 2 % 程度の耳標が外れることを想定しており、この場合は同じ識別番号の
耳標を発行する。また、耳標は付け替えできないようにできている。

(6) 農薬検査所の業務方法書の変更について

主管課及び法人から資料にそって説明を行った。

委員からの意見は以下のとおり。

- ・特定農薬の検査を行うことによる予算に関する記述がないのはなぜか。

これに対して法人から以下のとおり説明を行った。

- ・年間数千件ある農薬検査のうちどの程度が特定農薬の検査に当たるのかは見積りができないため、今回は業務方法書に記述するに留めている。

(7)「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」の施行に伴う関係法人の中期目標等の検討状況について
主管課及び法人から資料にそって説明を行った。
委員からの意見は以下のとおり。

- ・「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(以下「カルタヘナ担保法」という。)の規定に基づく立入検査を行うタイミングは、どの時点を想定しているか。
- ・立入検査にはどの程度の強制力があるのか。
- ・今回の業務の追加による事業量の増は、人的、資金面でも対応できるのか。
- ・個々の法人でカルタヘナ担保法への対応を進めているようだが、まとめて対応するという考えはないのか。

これに対し主管課及び法人から以下のとおり説明を行った。

- ・例えば最も現場に近い場所への検査としては栽培農家への立入検査が考えられるが、この場合は栽培時にほ場まで行くことを想定している。
- ・カルタヘナ担保法第32条の規定に基づき、センター等が行う立入検査も、国が行う立入検査と同等の強制力がある。
- ・カルタヘナ担保法の対応については、専門分野ごとに個別の対応が必要と思われることから、法人ごとの対応とした。

(8) その他

農林漁業信用基金の短期借入金の借換について
主管課から資料にそって説明を行い、今後の処理について了解された。

種苗管理センターの重要な財産の処分について
法人から資料にそって説明を行い、今後の処理について了解された。